

◎議 事 日 程（第 5 号）

令和 5 年12月21日（木曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 3 議案第35号 愛西市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第 4 議案第36号 愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第37号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第38号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第39号 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第40号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第41号 愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第42号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第43号 愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第44号 愛西市都市公園条例の一部改正について
- 日程第13 議案第45号 財産の無償譲渡について
- 日程第14 議案第46号 愛西市市江児童館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第47号 愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第48号 愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第49号 愛西市西川端児童館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第50号 愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第51号 令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第20 議案第52号 令和 5 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議案第53号 令和 5 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第22 議案第54号 令和 5 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第23 議案第55号 令和 5 年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第24 議案第56号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第57号 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第58号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第27 議案第59号 愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について  
 日程第28 議案第60号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）  
 日程第29 議案第61号 令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第30 議案第62号 令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
 日程第31 議案第63号 令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）  
 日程第32 議案第64号 令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）  
 日程第33 議案第65号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第9号）  
 日程第34 議案第66号 令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）  
 日程第35 委員会付託の省略について  
 日程第36 議案第65号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第9号）  
 日程第37 議案第66号 令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）  
 日程第38 意見書案第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書について  
 日程第39 意見書案第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について  
 日程第40 議会運営委員会の閉会中の継続審査について  
 日程第41 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君

教育部長	佐藤博之君	保険福祉部長	人見英樹君
健康子ども部長	清水栄利子君	産業建設部長	宮川昌和君
上下水道部長	山田英穂君	消防長	加藤義久君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷺尾和彦	議事課長	大原守人
書記	村瀬俊彦	書記	杉本昌哉

---

午前9時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の追加議案について、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

追加議案として議案第65号、第66号及び意見書案第3号、第4号が提出されましたので、本日開会前に議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案等につきまして、それぞれ審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査結果並びに審査経過について報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（石崎誠子君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、12月14日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第38号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第40号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでの主な質疑で、特別職は2,000円、議員各位には1,000円の増額とされたが、その根拠は。また、参考にした自治体はとの質疑に対し、特別職報酬等審議会から0.3%の増額が適切との答申をいただき、それに合わせた。1,000円以下は全て切捨てとしたが、今後は切上げも含めて検討する。また、参考にした津島市でも0.3%であったとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第38号から議案第40号はいずれも賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、主な質疑で、処遇改善は同一労働同一賃金に向けた対応だと思うが、この改正に至った背景はとの質疑に対し、地方自治法の改正に伴い、正規職員と同様に会計年度任用職員にも勤勉手当を支給すべきと考えたとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第41号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）については、主な質疑で、第2表 債務負担行為補正の佐屋小学校健全度調査業務委託料については、いつ頃の実施を予定しているのか。また、敷地内の校舎や体育館も含めた調査とのことだが、なぜプールは対象外としたのかとの質疑に対し、調査は8月末を想定しているが、事業に影響が出ないものについては平日の日中に行い、音が出るもの等については土・日や夕方、夏休みに行く。プールに関しては、各学校個別の検討ではなく、複数校で1か所が使えないかなども考慮しながら今後検討を進めていく。また、佐屋小学校のプールは、平成30年度に比較的大規模な修繕等も実施しており、現状課題がないため対象外としたとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第51号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第58号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第56号から議案第58号はいずれも賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正については、質疑はなく、賛成討論があり、採決の結果、議案第59号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第60号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）については、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第60号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、当委員会に送付されました陳情について審査いたしました。

陳情第15号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書及び陳情第16号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書について、審査いたしました結果、いずれも全員賛成で採択されました。

後ほど、陳情第15号及び陳情第16号は、委員会として陳情に関する意見書（案）を提出させていただきますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長の報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（原 裕司君）

建設福祉委員会の結果報告を行います。

建設福祉委員会は、12月15日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

承認第3号：専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第6号））の主な質疑では、全国のワクチン接種で亡くなられた件数と救済措置を受けられた件数はこの質疑に対し、令和5年10月27日の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の資料では、令和3年2月17日から令和5年7月30日までに2,121件の方が亡くなっている。救済措置の件数は、進達が1,040件で認定は377件との答弁でした。

また、今回の新型コロナウイルス予防接種健康被害救済給付金の申請から認定までの市の関わりはこの質疑に対し、遺族から市に令和5年3月23日に申請され、市は健康被害調査委員会を開催し、ワクチンと死亡との因果関係が否定できないことから、県・国に進達し、10月10日付で認定されたことで11月13日に専決処分を行い、遺族に11月24日振込給付したとの答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、承認第3号は全員賛成で原案のとおり承認されました。

議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定については、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第35号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、主な質疑では、今回使用料の設定ではフードコート、イベント広場の料金設定が明記された。使用料金設定の基準はこの質疑に対し、サウンディング調査、他の道の駅の状況を踏まえ、料金設定をしたとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第36号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第37号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第37号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、主な質疑では、これまでの税率改正の状況、そして運営や基金の状況と不足分の対応はこの質疑に対し、平成17年合併以降22年度まで税率の変更はなく、23年度に税率の変更により増税した。令和3年度に資産割を廃止し、所得割に上乘せしたが、全体の税率に変更がない改正であった。運営は近年、単年度決算では赤字となっており、基金を充当し、税率を維持してきた。基金は平成25年度末に約2億9,000万円でしたが、令和3年度末に1億5,000万、令和4年度末に約500万で現在はゼロ円となっている状況である。今後、激変緩和措置として5年をかけて税率を県が示す水準に改正することとし、運営に関わる不足分は一時的に一般会計からの繰入れで対応する。要綱を定め、

令和10年度以降に繰り入れた分を償還していくとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第42号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑では、廃園を予定している佐織保育園、佐織地区、市全体の現在の定員の充足率と7年後の充足率はとの質疑に対し、令和5年4月1日現在の充足率は、佐織保育園が56.7%、佐織地区87.3%、市全体では81.7%、7年後には佐織保育園が48.9%、佐織地区72.8%、市全体で72.1%となるとの答弁でした。

子育て会議の中で廃園の方向性を決めましたが、市側の意向説明をしたのかの質疑に対し、市としては廃園ありきではなく、少子化による数値の変化、周りの保育園の整備状況、建物の老朽化等を説明し、この保育園をどうしたらいいのかの意見を聞き、結論に至ったとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、議案第43号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正について、主な質疑では、なぜこの時期に改正するのかの質疑に対し、既に指定管理者の応募の手続は進んでいる。道の駅と都市公園を一体的に指定管理者が管理する手法を選択していく予定であり、その中で、事業者側から技術提案書の提出をする項目がある。そのためには金額や業務の範囲を明確にし、確定していく必要があるため改正をお願いしているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第44号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第45号：財産の無償譲渡については、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第45号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第46号：愛西市市江児童館の指定管理者の指定についてから議案第50号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定について、一括審議いたしました。

主な質疑では、北河田児童館の指定管理では名古屋の株式会社となっている。地域との連携も必要だと考えるが、これまで公募の範囲等の取決めはの質疑に対し、これまでも市内市外問わず広く公募することになっているとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、議案第46号、47号、48号、49号、50号は、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会に付託を受けました部分について、主な質疑では、3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の過年度返還金の内容はの質疑に対し、子ども・子育て支援の支援交付金では、放課後児童クラブや延長保育で実績が見込みより少なかった。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金では、対象児童が見込みより少なかった。保育士等処遇改善臨時特別交付金では、児童クラブの対象は15施設であるが、実績は9施設であった。児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金では、補助金としては、家庭相談員を2名見込んでいたが実績は1名となったとの答弁でした。

また、4款1項新型コロナウイルスワクチン接種事業費の過年度返還金の内容はの質疑に対し、集団接種を取りやめたもので、人数の減による返還金ではないとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第51号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第52号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第52号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第53号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第53号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第54号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）は、質疑、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第54号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第55号：令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）は、質疑、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第55号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第60号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）のうち当委員会に付託を受けました部分については、質疑、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第60号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第61号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第62号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第5号）については、質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第61号、62号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第63号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第64号：令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑の後、反対討論、賛成討論はなく、採決の結果、議案第63号、64号は、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第2・承認第3号（討論・採決）

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・承認第3号：専決処分事項の承認について（令和5年度愛西市一般会計補正予算（第6号））を議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

承認第3号：専決処分事項の承認について、賛成の立場で討論をいたします。

この医療事故調査委員会を立ち上げ検証したことは評価でき、その努力と苦勞はいかばかりかと思っております。しかし、今議会で発言いたしました、残念ながら市の責任で御遺族に出した抗議文により御遺族との関係が悪くなっています。

今回の給付金には、市としての責任の対価は含まれていません。調査委員会の結果から市としての責任は免れることができないことが明らかになりましたので、御遺族との関係を修復し、御遺族、職員、医師等の関係者の将来の幸せを鑑み、市としての責任を果たしていただくことをお願いし、賛成討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、承認第3号を採決いたします。

承認第3号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第3号は承認することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第35号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定について、反対討論を行います。

本条例案は、工場立地法の改正で立地基準が自治体の裁量で一定の緩和ができるようになったため、各地で工場立地を促進するために準則条例を制定している状況にあり、その制定によって緩和する目的があると思われます。

現在、自治体間の誘致競争があるとはいえ、工場立地法の基準は必要があるからこそ定められており、自治体任せで緩和していいとは言えないと思います。緩和することで、その近隣の住民や土地に影響が出ないとも言えません。

以上のような理由から、この条例については反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

私は、環境問題にずっと取り組んで、もう既に25年か30年ぐらいになります。今回の条例につきましては、環境軽視、環境問題との整合性を取らず、近隣がやっているからとつくった条例であります。

愛西市の環境基本計画の基本方針には、市長の発言において、本計画に市長の発言が載っているんですが、本計画においては、良好な環境を未来につなげるまちづくりを望ましい環境像として掲げ、この環境像を実現するために5つの環境目標を制定し、今後取り組むべき施策の方向性を示しています。

この環境目標には、持続可能な開発目標であるSDGsのゴールをそれぞれ結びつけ、示しております。そして、この環境基本計画の中の基本方針の中には、各種事業計画などと環境面での整合性を図るということになっています。そして、この環境基本計画の位置づけというのは、環境総合計画のすぐ下に位置づけられ、他の計画はこの環境基本計画と整合性を取らなければならないことになっています。

しかし、今回の条例制定は他市が制定している、企業誘致において周辺自治体に後れを取らないために制定するとの説明がありました。この条例をつくる手続が間違っています。まずは愛西市の環境をどうするのか、どう守るのか、それでこの条例で環境が守られるかの議論が最初にあるべきです。しかし、様々な質問を投げかけて答弁をいただきましたが、この環境基本計画の趣旨を無視した条例の制定でありますので反対といたします。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

9番・角田龍仁議員、どうぞ。

**○9番（角田龍仁君）**

それでは、議案第35号：愛西市工場立地法地域準則条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

議案質疑でも質問させていただきました。なぜこのタイミングで条例を制定した理由としまして、回答ですが、今回の条例の制定の基となる工場立地法は、製造業などの社会的貢献として企業が進んで工場の緑化などを行い、積極的に地域の環境づくりに参加し、工場立地の段階から周辺的生活環境と調和を図ることを義務づけておりますが、工場立地法における施行件数は市町村によっても差があり、それらの観点から、これまで市は特定工場を対象として工場立地法に基づく緑地などの緩和を行ってこなかったが、近年、工場立地法地域準則条例を制定する傾向が近隣自治体において見受けられ、本市に立地されている既存工場が建て替えなどを検討するに当たり、既に緑地の緩和を行っているほかの自治体への転出との抑制等、新たに本市への立地計画を検討する企業に対して、ほかの自治体との同等の企業向けのインセンティブを整えることで、本市の製造業における誘致力を期待するものであるとの回答でありました。十分納得するものでありました。

また、本条例の効果としては、既存工場の市以外への転出抑止及び市内への新規企業への誘致効果といった自主財源率の低い本市における将来の税収の確保及び市民の雇用機会の創出、

ひいては市経済の活性化につながると考えられます。

ただ、1点ですが、緑地面積率の緩和に伴い、事業者の皆様には緑地の意欲や必要性を十分に御理解していただき、質の高い緑地整備を図るとともに、工場周辺地域の生活環境と均衡を保った都市形成をお願いし、また他市との企業誘致施策に遅れが生じないことをお願いして、今回の愛西市工場立地法地域準則条例の制定について賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第36号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、反対討論を行います。

今回の条例に関しては、現在再整備が進められている道の駅の指定管理を、これまでとは異なる方法で行うために新しく制定するものになっています。

現在の再整備に関しては、道の駅の機能を拡大するものになっていますけれども、現状としては、その費用はこれまで以上に拡大をし、今後の維持管理費の増大にもつながる可能性が懸念されています。我々としては、現在の道の駅の再整備には反対であり、この条例についても反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

私は、現在の道の駅の老朽化対策としての改修については賛成の立場です。しかし、今進められている計画は、この市民が大変経済的に困っている、そして物価高がどんどん続いている

この御時世に、都市公園と一体化し、約50億円もかけるという莫大な施設でありますので反対であります。まずは子供、そして教育環境、独り暮らしの高齢者がかなりの勢いで増える中、市民の生活はさま変わりしています。今現在、こうした方々への福祉サービスは行き届いていないのが現実であります。まずは税金は生活に密着した福祉に投入すべきと考えますので、この条例の制定には反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論します。

立田道の駅は既に存在しており、拡張するなら既存の商工会館を転用するなど、お金をかけずに再整備は可能である。道の駅は休憩施設、地域振興策のために設置するものであるが、地域の農産物を提供する事業者も高齢化し、JAの店舗やスーパーマーケット、ホームセンターなどが参入し、産直販売で競合している。このような状況の中で、立田道の駅の売上げは毎年減少を続けていること、さらには地域の産業振興策に効果があるという事業計画も提示されていません。このような状況の中で道の駅を拡大するために多額の資金を投入する計画には反対なので、本条例の制定には反対といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

議案第36号：愛西市道の駅の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例の制定は、道の駅周辺整備基本計画における道の駅区域の既存施設を再整備することに伴い、新たに設置する道の駅の設置及び管理に関し、必要な事項を条例で定めるものであります。

この条例では、指定管理者制度の範囲を現在の限定施設から、トイレを含め全体的に管理運営を行うために必要な内容を盛り込んでおります。また、利用料に関しましても、現在までの状況、社会情勢も考慮して設定されていると考えております。道の駅と都市公園を一体管理していこうという方針の中、このタイミングでの条例制定は、今後指定管理を請け負いたい事業者にとって重要なものとなるものです。

リニューアルする道の駅を新たな指定管理者と共に協力して、本市の観光拠点、市の知名度向上に向けて進めていただくことを期待し、この条例制定に対し、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第37号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・議案第37号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第37号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の条例改正では、福祉医療サービスを中心に個人番号を活用した行政サービスを進めていくためのものであります。現在でも個人番号による照合を行わなくとも、今の住民基本台帳を基に行政サービスは可能になっています。今回マイナンバーカードの発行を含め、個人番号を利用した行政サービスには、これまでも住民票の誤発行など問題も起きており、それをさらに医療、福祉サービスの分野に拡大することには反対です。そうした立場から、この条例には反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第37号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

高齢者、障害者などのマイナンバーやパスワードの管理が大変問題になっています。医療施設や介護施設から困惑の声も多数上がっているのが現状であります。もちろんマイナンバーカードに利便性を感じている人もいるでしょうが、そういう人がいるから弱者が切り捨てられてよいというわけではありません。困っている方々を無視し、行政のシステム体制のみを先行して整えるのは大変問題でありますので、この条例改正については反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第6・議案第38号から日程第8・議案第40号まで（討論・採決）

### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・議案第38号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第8・議案第40号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを一括議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○7番（吉川三津子君）

議案第38号から第40号について、議員そして特別職、教育長の報酬給与等の条例改正について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

3点申し上げたいと思っております。

1つ目は、この御時世に値上げですかということです。

市民みんなが給料が上がらず物価高で苦しんでいます。生活保護になれない低所得者のことは、よくこの議会で取り上げさせていただいていますが、生活保護世帯よりもさらに収入が低い状況になっていて、無貯金、そして食費や暖房費等の値上げなどで米さえ買えない、そんな事例もこの愛西市の中では起きています。そうした中で、政治家だけが税金から給与をいただいて得をするのか、そんな値上げを私は認めることはできません。

また、今回一般質問でも取り上げましたが、公共下水道負担金等で市は逆転敗訴しました。市は、故意に10年間負担金の徴収を怠りました。市の違法な判断で怠ったのですから、10年間分の延滞金約600万円は市の責任者が負担すべきと私は考えています。

そうした中で、誰がこの責任を負うかも明らかにされていない段階で、この三役の方々の給与の値上げを認めることは私はできません。たくさん延滞金をこれから請求される方々もいらっしやると思っています。そうした中で不公平感もしっかりと是正すべきだと思っています。

そして、3つ目であります。

今、議会では政務活動費の協議中でありまして、議会と相談せずこういった値上げ等を決定することは問題であります。二代表制の中で、市長のお手盛りで議員の報酬が決められてはなりません。他の自治体議会では議会でも協議し、議員報酬の値上げをしないことを今議会でも決めている自治体もあります。今まで議員報酬から持ち出しで活動費を賄ってきましたが、来年度から20万4,000円の政務活動費の支給を今協議中でありまして、つまり今までの報酬から持

ち出しがなくなりますので、この政務活動費の支給は実質的な報酬の値上げと同様であり、議員は来年度には年間約35万円の値上げとなり、議員は671万円、議長は836万円の年間支給額となります。さらに議員は兼業が認められており、議員報酬以外の仕事、議員以外の仕事が可能であります。

国民の令和4年度の非正規雇用の方々の年収は平均306万円です。正規雇用の方たちであっても531万円です。市民の方々の年収と比較しても、今回の値上げは市民の方々に理解は得られないと考えますので反対といたします。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第38号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第40号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまで、反対の立場で討論いたします。

まず、愛西市の特別職報酬審議会が開催され、そして市長の諮問によって審議が行われ、報酬については一律プラス0.3%、1,000円未満の切捨てということで、市長、副市長、教育長については2,000円、議員については1,000円という形で値上げをするという答申があり、その答申に基づいて今回の議案が提出をされたところであります。

報酬審議会については、以前からこの報酬審議会ですっかりと討議をして、客観的に必要性ということを経験してほしいということは要望してきたところでありますので、報酬審議会の答申については、私たちも尊重すべきだという立場は変わりはありませんが、そういう中で、この報酬審議会の中での議論においては、据置きをしたほうが良いという意見も出ていたということが議事録では述べられておりました。

人口が減っている市である、高齢化が進んでいる市である、愛西市として全体として縮小をしている市ではないか。そういう中で、値上げではなく据置きというのが妥当ではないかという意見も出されておりました。

また、私たち日本共産党議員団は、この市民の生活が大変なときに特別職の報酬というのを値上げをするということについては、この間一貫して見送るよう求めてきたところでもあります。

今、愛西市は大型開発を行う状況になっておりますが、この大型開発は凍結をし、そして待ったなしとなっている老朽校舎の対策、また削減してきた住民サービス、また緊急通報システムの有料化というのが見られるように、市民の負担を多くする中で、今現状の愛西市が予算執行されている状況でもあります。

今こそ真っ先に行うのは、そういった大型開発は凍結をし、そして教育、福祉を優先的に行う市政運営であります。私たちそれを執行する側、またそれを決議する側の特別職が報酬が引き上げられる、そういう状況は、今そういう状況にはないと思うところであります。よって、この3つの議案について反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第41号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第41号：愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

非正規の地方公務員の勤勉手当をパートタイムの会計年度任用職員に期末手当に加えて勤勉手当も支給するという改正で、この点については大変評価をしております。しかし、一方、130万円の壁というのがあって、こういった値上げをした場合、勤務時間を減らして働く方が出てくるのではないかとということが心配されるのであります。そうすると、今どこもが深刻な人手不足でありますので、勤務時間が減ればさらに労働者確保ということが必要になってまいります。そうした面から、この130万円の壁を意識せずに、この市役所で働き続けられるような労働環境をどうするかということをしつかりと整備していただくことを要望し、賛成討論いたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第42号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今回の税条例についての内容は、多額な保険税の値上げとなるということについて市民の負担が多くなる、このような条例が出ていることについて反対であります。

今回の保険税の値上げについては、実に17%の値上げになります。物価高で苦しんでいる市民をより一層苦境にする状況であります。さらに質疑の中で明らかになりましたが、令和10年に向けて県の標準保険税にしていくというお話もありましたが、その金額で、その税率ではじくと、税金の負担額を計算すると今よりも50%も値上げをすると。20万円の人は30万円になるという、そういう値上げの条例となっています。

そういった点で、まずそういう多額な税金を払わなければならない、そういう条例となる中で幾つかの問題点も出てまいります。特に多人数世帯については、人が増えれば増えるほど増税になります。特に子供が生まれれば増税、このことについては少子化をより一層進めることになるのではないのでしょうか。また、100万円の所得の人が30%以上もいらっしゃるのがこの健康保険組合であります。この弱者にむちを打つことになるのではないのでしょうか。

また、収納率が現在96%ということでお話もありましたが、この収納率が94%以下になれば一層国民健康保険会計の負担が重くなるということになります。イコール加入者の負担が多くなるということにつながるのであります。

今行うべきは市民の負担を軽減、それを図るべき内容であるというふうに考えます。例えば子供の18歳までの均等割の減額を行うとか、多子多人数の世帯がより重税になる均等割の値上げを抑えて独自の減免制度を行い、その財源は本会計からの繰入れを行い、積極的に軽減を行

っていくようにすることが必要であります。

また、収納率の向上というのは必ず行っていかなければ、収納率が下がれば下がるほど被保険者全ての負担が多くなっていくという状況になりますので、その収納率を上げるための工夫を、市としてもその仕組みをつくっていく必要があるのではないのでしょうか。独自の減免をつくり、滞納者が多い階層について収納が積極的にされるように市独自の減免制度の拡充を行い、収率の向上を図らなければ、より一層の保険料の値上げにつながる可能性があります。

そして、委員会の答弁でもありましたが、支払いができない方については執行停止を行っていくというお話もありました。こういったことをしっかりと行う中で執行停止が行われれば、収納率に影響はありませんので、そういった執行停止を行う中でしっかりと保険会計を維持していく、そういう努力を市として様々な制度改正を行いながら工夫を行っていくことが必要であるということを、これを求めて、この保険条例の今回の条例について反対とさせていただきます。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

**○2番（佐藤旭浩君）**

それでは、議案第42号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今までの愛西市の国保会計の経緯として、令和3年に資産割を廃止する改正があり、資産割廃止分を所得割に上乘せをしたのみで、均等割、平等割を変更せず、全体の税額の変更がないような改正でした。愛西市としても税率を抑え、今でも海部地区で見れば一番税率が低い市となっております。基金を活用しながら、ある程度の水準を維持して今まで頑張っていた背景があると思われれます。

今回の補正では一般会計からの繰入れとなっており、全市民皆さんからの国保会計を支払ってもらっている状態となっております。一般会計からの繰入れに頼るのではなく、今回の税率の改正では適切な税率をもって運営してもらえるきっかけの一つになるのではないかとというふうに思われます。税率が上がることに 대해서는 非常に苦しいところではありますが、今後もしっかり持続可能な国保会計ができるように努力していただけることを期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第43号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、佐織保育園を7年後に廃止するという内容であります。佐織地区全体に関わるこの佐織保育園の問題であるにもかかわらず、子ども・子育て会議で廃止を突然決定し、地域説明会もたったの3か所、しかも廃止前提で行われたのは大変大きな問題であると思いません。

現在、子供の人数は減っている状況にはありますが、自治体は市民に保育を提供する義務を負っており、公立保育園はこの保育を充実させる役割があります。現在でも一時保育は公立の佐織保育園と佐屋中央保育園のみで行われており、現在でも1週間前の予約など使い勝手が悪いのに、さらに市内北部の市民は佐屋中央保育園まで預けに行かなければならなくなるような状況にあります。

現在、国では就労に関わらず、週に2回ほど保育園に通園できることも誰でも通園制度を施行しておりますが、今後就労条件に関わらず、保育園に通園できるようになることも考えられます。こうした保育をめぐる社会状況や国の政策も流動的であり、今廃止する条例を提案することは大変問題だと思います。公立保育園である佐織保育園には、廃止ではなく公立保育園としての責務を果たすよう存続を求める考えです。

以上の点から、この条例案には反対いたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今回の条例は佐織保育園の廃止という内容ですが、合併前からこの佐織保育園については建て替える方針で愛西市として合併をしてきました。合併直後も課題になっており、議会でも取り上げられてきましたが、どうしてここまでずると来てしまったのか本当に納得がいきません。佐屋北保育園の廃園、そして永和保育園の指定管理となるなど、佐屋地区、佐織地区に公立を1園残すという話もあったはずですが、それを基に私自身も賛否を決めてきた

経緯があります。

また今回答弁で、子ども・子育て会議で決定したとの答弁が続きましたが、この会議は市長の諮問機関であり、参考意見を聞く場にすぎず、決定権はありません。こども基本法がスタートし、子育て施策が大きく変わり、保育園の中で様々な事業を増やしていかなければならない中、市としての方針を示すわけでもなく、子ども・子育て会議の議論を口実に進めようとしているとしか私は思うことができない、そんな答弁でした。

一時保育にしても、先ほど真野議員からも発言がありましたが、佐屋保育園でニーズを賄うことができるという答弁がありましたが、現在のニーズ自体がしっかりとつかめていない、潜在的ニーズが拾えていません。市が拾った数字は現在の利用者です。使い勝手が悪く利用できない方々のそういったニーズを把握せず判断するのは間違っています。

また、数だけの問題ではありません。八開地区の方々の一時保育の利用を想定されたのでしょうか。一時保育は何らかの困り事があるから利用するのであって、主に未就園児です。ゼロ歳から3歳未満の子供たちのお預かりが多いと思います。そういった子たちを車に乗せて長時間連れていく、そんな姿を想像されたのでしょうか。長い距離をぐる子供を車に乗せて連れていく、その大変さを想定されているのでしょうか。さらに八開地区等の過疎を加速させるような施策であるとも私は感じました。

また、大勢の子供たちの中で保育を受ける、そんなことに適用できる子供もいます。しかし、逆に少人数でないと適用できない子供たちもいます。クラスを小さくすればいいというわけではないんです。小ぢんまりとした保育園、そういったところで暮らすことができる、そんな子供たちもいます。様々な保育から選択できる環境が、今発達障害の子供、家庭の事情、様々な課題を抱えている中、特に子供の人間形成という面から考えたときには、この廃園ありきの条例改正には私は賛成ができません。

以上、反対討論です。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

#### ○18番（竹村仁司君）

議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

今回の議案上程に至るまで多くの議論がなされたことが、子ども・子育て会議の会議録を見ても分かります。その会議の内容をもって保護者説明会、地域説明会に臨み、丁寧な対応を取っています。市としては、しっかりとした保育の基盤をつくっていきたいと考えています。

また、保育園はどこの地域でも通うことができるので、市内全域でも考えていかななくてはなりません。市内だけでなく市外にも選択肢がある中で、少子化の中、公立を建て替えるというのは難しい選択です。むしろ民間の力を活用しながら、保護者の皆さんが安心して利用できる保育環境を整えていくのが市の役割です。

以上のことから原案に賛成いたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

この条例の内容は、公立保育所の佐織保育園を令和12年度末で廃止するものであります。本市の保育環境は少子化の影響もあり、合併当初の17園から15園へと現在に至っております。

現在の内訳としては、認定こども園が増加し、公立保育所2園、市立保育所6園、私立認定こども園5園、幼稚園2園で民間事業者と連携し、保育環境を維持しております。令和5年度当初ではありますが、市内全体の保育所等の定員が400人ほど満たしておらず定員割れをしており、経営的にも苦しい園が出てきております。また、市外から市内の施設に通園されている園児が423人、これは全体の21%となっており、今後の動向も予測しにくい状況であります。佐織保育園の廃園後の乳幼児人口予測は、定員数に対し、入所児童数の推移も減少傾向にあり、少子化が今後も予想されております。

一般質問や議案質疑、委員会での答弁の中で、今後の民間施設の動向の話もあり、現時点ではありますが、市内の保育所等の背景や方向性が出てきたところ、今後保育所等の公立保育所をそのまま存続させていくことは、今まで特色を出して頑張ってきた民間事業者の経営などにも大きな影響が出てくることも予想されます。

また、この議案が可決した後についても、保護者に対し、他課と連携して周知をしていくこと、そして定員数に対しては園長会などの場で情報共有をし、安定的に保育が提供できるよう整備をしていくという答弁がありました。今後の市との民間事業者との協力体制も見えてきているところであります。

本市は、子育て世代に対して積極的に支援をしておりますが、残念ながら少子化の状況が続いております。公立保育所を廃止することに対して心苦しいところがありますが、本市は先ほど申しましたように、民間事業所と連携して保育を提供できる環境が整っております。愛西市にとって、若い世代や次世代を担う方々が本市で子供を産み育て、生活していただくためには、今後も民間事業者の方々の頑張りとの市の後方支援が重要になってくると考えます。保護者の多様なニーズに応じることができるよう、公立私立に関わらず子育て支援の核となる拠点の充実をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第43号：愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

建設福祉委員会で愛西市の保育施設の定員充足率の状況を聞きました。今日常任委員長のほ

うからも報告がありましたけれども、令和5年4月1日現在では市全体で81.7%、佐織地区87.3%、今回のこの佐織保育園56.7%。また、7年後の令和12年4月の予測では市全体71.2%、佐織地区72.8%、佐織保育園が48.9%と低い状況が見込まれております。

今年の9月1日、こども家庭庁が公表しております保育所等関連状況取りまとめというものが公表されていまして、それにあります全国、また愛知県の定員充足率を見ますと、令和2年4月時点では全国92.2%、愛知県は83.9%、令和5年4月時点、全国は89.1%で愛知が11.7%と、国・県においても定員充足率は低下している状況で、保育施設の供給が利用児童数を上回り、定員割れや経営悪化になる可能性が考えられ、保育施設をどう維持管理していくのが課題となっております。

安定的な運営維持に必要な定員充足率は100%が望ましいと委員会でもお聞きしましたけれども、佐織保育園は先ほど話したとおり、令和12年4月の予測ではありますが、充足率48.9%ととても低く、さらに少子化が進めば園児数を確保することが難しくなり、安定的な運営は困難と考えます。

また、佐織保育園の今後の運営についての地域説明会において反対意見はないとお聞きしたことや、運営上で公立私立の差はないということも踏まえ、本議案には賛成いたしますが、市内の他の保育施設においても定員を満たさない状況が予想されています。今後はこうした課題解決に向けても取り組まれていくと思いますが、私からは、子育て世帯の転入や若い世代の流出を抑制し、愛西市を居住地として生涯生活してもらうためにも、市街化調整区域から市街化区域への編入や、都市計画法第34条を含む土地利用の規制緩和を早期に進めていくことをお願いしまして、賛成討論といたします。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

なお、愛西市立保育園の設置及び管理に関する条例第7条の規定により、保育園を廃止する場合は、議長の私を含めた出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

本日出席議員は18人であり、その3分の2以上は12人以上であります。

それでは、議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

ただいまの起立者は15人です。出席議員の3分の2以上であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議案第44号（討論・採決）

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、討論を

行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

それでは、議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の条例改正については、立田地区の花はす田を道の駅東ゾーンの都市公園として整備し、指定管理を行うための改正です。

今の花はす田を都市公園として拡大し、指定管理者に管理をさせることは大変大きな問題が多いと考えます。それによって、この条例改正には反対をいたします。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○7番（吉川三津子君）**

議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

そもそもこの時期に、約50億円もかけて道の駅一体化計画を進めることには反対であります。物価高で今後どれぐらい事業が膨らむのかも心配の種であります。

また、都市公園法が改正され、商業利用率が拡大されましたが、そのメリットを生かした案も最終的に示されることはなく、今のお客様へのアンケートぐらいで、市場調査と言えるようなものはされていません。

また、岐阜のある自治体では、年間を通して市民の方々の協力を得てマルシェを開き、最終的に夏や冬には来場者が少なく採算が合わないという結論を市職員自らこのような調査をし、計画の見直しをしております。こういったことが一切愛西市ではされず、本当にお客様が来るかどうか大変疑問に思っております。

また、さらに鶺鴒川には橋はなく、道の駅から都市公園の動線も大変不十分であります。

以上のように課題を抱え、市からの支出がどれぐらい発生するのか、この御時世に本当に市の税金をしっかりと大切に使うってほしいという立場から、この計画には賛成できませんので、この条例の一部改正に反対をいたします。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

**○6番（山田門左エ門君）**

議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

立田の道の駅に隣接して都市公園を設置する計画であるが、都市公園とは本来住宅街に隣接して設置し、地域住民のコミュニティーや憩いの場所として利用されるものである。周辺に住宅もない農地の中に都市公園を設置しても、愛西市の児童や住民が日常的に使えるはずがありません。さらに鶺鴒川を挟んで公園を2か所も設置するなど、到底容認できるものではない。目の前に広大な木曾三川公園もありながら、また新たに市が公園を設置する必要性などありません。

このような無駄な投資よりも、高度成長期に投資した道路などのインフラや、学校施設、消防施設が老朽化しており、建物の更新など住民のために使うべきである。また、東南海地震も予想されていることや、異常気象による洪水などの被害が全国で頻繁に発生しており、住民の命を守るための防災対策に先に実施すべきである。住民が望んでもいない都市公園に多額の投資をする計画には反対なので、都市公園条例の一部改正には反対いたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

議案第44号：愛西市都市公園条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例の一部改正は、道の駅周辺に整備する都市公園について指定管理者が管理を行うことができる規定を追加し、指定管理者が都市公園の利用料を収受できる規定や、市長の承認により利用料金の減額及び免除ができる旨を規定するものであります。

この条例は、道の駅と周辺の都市公園を一体管理する方針の中、先ほどの議案第36号と同様に、指定管理を請け負う事業者にとって重要なものとなってまいります。

この条例の下、指定管理者には道の駅周辺のにぎわいの創出、市民の方々の憩いの場、本市の新たなPR拠点となり得る都市公園を目指していただける内容となっていると考えております。

令和8年の道の駅都市公園のグランドオープンに向け、これから決定する指定管理者としっかりとタッグを組んで、愛西市の今後の発展の核となる施設となることを願って、この条例の一部改正に対し、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時ちょうどといたします。

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第45号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第13・議案第45号：財産の無償譲渡についてを議題とし、討論を行います。  
通告に従い、反対討論の発言を許します。  
最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第45号：財産の無償譲渡について、反対討論を行います。  
今回の財産の無償譲渡については、旧佐織町時代に土地制度の下で土地を無償貸与して老人ホームを建設していただいたというところに端を発するものでありますが、そこにある倉庫、自転車小屋が愛西市のものであるということで、今回無償譲渡の提案がされています。  
無償譲渡をすること自体には反対ではありませんが、現在この土地をめぐって今後有償譲渡なのか有償貸与なのかを求めて調停中であります。そこが解決しなければ、こうした建物の譲渡ができないということが質疑の中でも明らかになりました。そういう状況の中で、今譲渡を認める議決をすることは大変疑問であります。

以上の点で、今回の議案第45号については反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第45号：財産の無償譲渡について、反対の立場で討論いたします。  
先ほど真野議員から討論がありました。ほぼ一緒の内容であります。この自治体が主体となって、介護制度前の措置制度の頃に佐織町が30年間という契約書を結んで、土地と小さな建物一部分を譲渡する、そんな契約書が結ばれていた案件かと思えます。  
この答弁の中では、土地の賃貸もしくは売却が決まらなければこの無償譲渡はないという答弁がありましたが、今回の議案の中にはそのような条件は一切付されておらず、無条件にこれが譲渡できてしまうような内容であります。このような無責任な承認については、議員として認めることができませんので反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第46号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・議案第46号：愛西市市江児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第46号：愛西市市江児童館の指定管理者の指定について、反対討論を行います。

私たちは、保育園などと同様に公設である児童館、子育て支援センターについては指定管理ではなく、市が直営で運営するべきであると考えています。よって、この第46号から第50号まで全てに反対をいたします。

特に今回は、北河田児童館の指定管理では地域の団体からの応募がなく、市外の株式会社に指定管理が決定をされました。学童保育は地域で子育てを進める上でも大変重要であり、そうした点からも今回の管理の方法については大きな問題があると思います。制度の見直しを含め、やはり改善をしていく必要があると思いますので反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第47号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第15・議案第47号：愛西市佐屋西児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決決定といたします。

◎日程第16・議案第48号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・議案第48号：愛西市北河田児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第48号：愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

私自身、議員として反省しなければいけないこともあると思っております。やはり市外からの指定管理の公募については、市外からはないだろうという甘い考えの下、今までこの指定管理の指定について自分自身考えてきたということについては大変反省をしております。また、企業において施設管理の経験は豊かであり、確かに施設のメンテナンス、維持管理などの管理運営には適切な事業であろうと思っております。

しかし、国が示す児童館ガイドラインでは、家庭、学校、地域との連携の必要性を述べています。児童館は地域住民への発信をし、連携、協力を求め地域づくりをしていく目的も持っており、安い費用で運営し、子供がけがさえしなければよいというものではありません。いろんな今児童館の中でも学校教育と連携し、子供に課題があれば学校に出向き問題を解決する、そんな運営もされていると思います。

以前、指定管理の議案において、最大会派の議員の方からも、企業が関わるのではなくて地域の団体がすべきだといった意見も出ていました。愛西市議会建設福祉委員会でも、この秋には石巻市の子育て支援センターに視察に行ってきました。地域に根づいた運営の実現のために、指定管理の公募は市内団体に限った公募にしているということでした。

今回、こども基本法が本格的に動き出す中、前回の公募方法を見直すことなく公募がされました。学校に行けない子、家庭に問題を抱えた子など配慮が必要な子が増え、地域との連携がますます必要になります。ますます地域に根づいた運営が必要になります。市として子供福祉は誰が担うのか、市としての方針はあるのでしょうか。そういった面で公募方法に大変問題がありますので反対をいたしますが、追加の提案として1点述べさせていただきます。

1者の公募しかなかった場合、審査員の方々は最低の点数60点以下をつけづらくなるのは人としての心理であろうと思います。1者の場合は公募のやり直しをすべきと私は考えますので、市全体の指定管理者制度の在り方を再度検討していただくことを要望し、反対討論といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

議案第48号：愛西市北河田児童館の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

北河田児童館は、現在社会福祉協議会が指定管理を行っておりますが、令和6年度から市外の株式会社が指定管理をするという内容であります。

児童館の指定管理者を地元事業者に担っていただける状況は、地域の環境を理解しやすく、子供や保護者にとっても安心感を持って利用できる環境であると思います。しかし、地元事業者だけしかできないものではないとも考えられます。地域外の事業者に参入してもらうことによって、この地域として得るものもあると考えております。

今後この指定管理者が管理運営していく中で、ほかの児童館や市との情報交換などにより新たなものが生み出される可能性もあります。北河田児童館を含め、これからの本市の児童館運営が指定管理者同士切磋琢磨して、子供や保護者にとってよりよい施設となることを期待いたしまして、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第49号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・議案第49号：愛西市西川端児童館の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第50号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・議案第50号：愛西市八輪子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第51号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

議案第51号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、反対討論を行います。

この第7号に関しては、児童館、子育て支援センターの指定管理の債務負担行為が今回計上されています。先ほどの児童館、子育て支援センターの指定管理に関しての指定管理者の指定について反対をしておりますので、今回の補正予算についても賛成できません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第52号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・議案第52号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

議案第52号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対討論を行います。

今回のこの第1号の補正予算に関しては、社会保障・税番号制度システム整備等補助金が入っております。これに関しては議案第37号でもありましたが、現在、医療福祉サービスに個人番号を利用するための改修であります。これについては賛成できないため、本補正予算については反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第52号を採決いたします。

議案第52号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第53号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・議案第53号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第53号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、反対討論を行います。

今回の補正に関しては、介護保険システム改修補助金がありますが、これで行われるシステム改修については現在国で議論をされています介護サービスの2割負担の拡大など、国民への負担の拡大が検討されております。こうした内容が反映される可能性があり、今回の補正予算については反対をいたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第54号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第22・議案第54号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第55号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第23・議案第55号：令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第56号から日程第26・議案第58号まで（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第24・議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから日程第26・議案第58号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

それでは、議案第56号から58号について、反対の立場で討論をいたします。

議案第38号から40号と同様の理由であります。市民の生活が大変厳しい中、この時期に値上げをすべきではないということ、それから公共下水道の負担金の関係で延滞金600万円の責任の所在がまだ明らかになっていないので、この時期に値上げをすべきではないということ。それから、議会においては政務活動費の協議中であり、来年度は実質約35万円の支給額が増えるということでもあります。こういったことは市民の方々に理解が得られないということで反対といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第58号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

先ほど前段の議案第38号から議案第40号で反対という理由についてと同様の内容でもありますが、まず今回特別職の報酬審議会においては諮問はされていませんがということで、愛西市また特別職の期末手当の増額について、その場で会長が諮り、そしてそれを承認したというような議事録もあります。ただ、諮問がされておられませんので、諮問の内容には入っていない状況であります。

この期末手当の増額については、以前から私たち日本共産党議員団は報酬審議会への諮問をかけ、そして答申に基づいて値上げをすべき、上げるのであれば上げる、下げるのであれば下げるといふ、そういう判断をすべきであるということ求めてきたところでもありますので、そういった点では、今回もこの3つの特別職の期末手当の値上げについては、諮問がされず答申もされていないということで反対ではあります。

また、市民の生活が大変なときに私たち特別職が報酬を上げるという提案をする、またそれをそのようにするということが自体が問題であるというふうに考えます。大規模な開発を行うのではなく、教育、福祉そして市民の暮らしを優先にするということをやまず行って、そして市民の方々が少しでも苦難が軽減されることを行った上で私たちの報酬が考えられるべきではないか、そのように以前からも考えておるところでありますので、この56、57、58号についての一部条例の改正については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第58号を採決いたします。

議案第58号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第59号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第27・議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

職員の給料については、若い方が多くなっているという状況もありますが、給与が値上げをされる、また4月1日まで遡って支給がされるということについて、今の物価状況等も含めて、そういったことが職員のために行われるということについては賛成であります。

総務省の11月10日付の通達では、地方公務員の給与の改定については、常勤職員、会計年度任用職員について増額や遡って行うことについては、地方財政計画上の追加財政需要額4,200億円の地方交付税の増額交付の中で対応するという通達が出ておりました。そして、委員会でも明らかにされましたが、地方交付税が約1億6,400万円増額となっているという報告もされているところであります。そういった財政措置もされる中で、しっかりと行われる地方公務員の皆さんの給与改定については早急に行われ、そして早急に支払いをされるということを求め、賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第60号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第28・議案第60号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第60号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で討論いたします。

議案第56号から議案第58号までの特別職の期末手当に関する値上げの内容が含んだこの補正予算については、値上げには反対をさせていただきましたので、その内容が含まれている本予算については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第61号及び日程第30・議案第62号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第29・議案第61号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第30・議案第62号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を一括議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第63号及び日程第32・議案第64号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第31・議案第63号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第32・議案第64号：令和5年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第65号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第33・議案第65号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第65号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第9号）につきまして、御説明いたします。

この補正予算は、住民税非課税世帯への物価高騰対応重点支援給付金支給事業及び物価高騰対策支援事業に迅速に対応するための予算について、編成をいたしました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,041万1,000円を追加し、総額を278億1,341万3,000円とするものでございます。

まず、3ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費で、上水道料金免除・補助事業について、その一部を翌年度へ繰り越すため繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入につきまして、私のほうから御説明いたします。

7ページ、8ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金、2項負担金では、物価高騰への支援として1目民生費負担金で保育園給食副食費補助額の追加の引上げに係る保育所運営費保護者負担金15万8,000円の減額を、また3目教育費負担金では、小・中学校給食費補助の追加分に係る財源振替として学校給食費負担金5,402万4,000円を減額しております。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、低所得世帯支援枠を含め、4億9,052万7,000円を計上いたしました。

また、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金では、保育所等給食費軽減対策支援金として1,289万6,000円を計上いたしました。

なお、本補正予算の財源として、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で6,117万円を計上しております。

歳入につきましては、以上でございます。

歳出につきましては、担当部長より御説明いたします。

初めに、上下水道部長より御説明申し上げます。

○上下水道部長（山田英穂君）

私からは、上下水道部の所管に関するものについて御説明いたします。

補正予算書の9ページ、10ページを御覧ください。

2款総務費、10項物価高騰対応重点支援費、1目市民生活応援費、18節負担金、補助及び交付金におきまして、令和5年12月の利用分から令和6年3月利用分までの上水道基本料金を4か月間免除・補助するため、1億2,566万1,000円を計上しました。

内訳といたしまして、愛西市水道事業水道料金の補助金は、佐織・八開地区の対象者へ5,887万4,000円、愛西市外水道給水契約者水道料金の補助金は、津島市、あま市、稲沢市及び蟹江町の水道事業者と給水契約を結ぶ愛西市内在住の対象者へ32万8,000円、海部南部水道企業団水道料金の補助金は、佐屋・立田地区の対象者へ6,645万9,000円になります。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、保険福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、保険福祉部所管に関する主なものにつきまして、御説明申し上げます。

引き続き補正予算 9 ページ、10 ページを御覧ください。

2 款総務費、10 項物価高騰対応重点支援費、2 目住民税非課税世帯支援事業費の 3 億 6,250 万円は、住民税非課税世帯を対象に物価高騰対応重点支援給付金を 1 世帯当たり 7 万円支給するものです。

主な内訳としまして、扶助費で支援給付金 3 億 5,000 万円のほか、委託料で給付関連業務委託料など 799 万 1,000 円、役務費で郵便料などの経費として 159 万 9,000 円を計上しました。なお、これに伴う歳入としまして、全額国庫補助金を計上しています。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管の主な項目について、御説明させていただきます。

11 ページ、12 ページを御覧ください。

物価高騰に対する子育て世代の経済的負担軽減のため、市単独補助として実施している保育所等副食代をさらに増額するものとして、3 款 2 項 2 目児童措置費で、保育所等副食代 162 万円及び 10 款 6 項 1 目教育振興費で、幼稚園分として 19 万 5,000 円を計上しました。これに伴い、令和 6 年 1 月から 3 月までは副食費の保護者負担は無償となります。

また、物価高騰の影響を受ける中、安定的な給食を実施するため、民間保育所等に対する給食費軽減対策を継続する費用として、3 款 2 項 2 目児童措置費、保育所等給食費軽減対策として 1,934 万 4,000 円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

次は、教育部長より御説明させていただきます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、教育部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

9 ページ、10 ページを御覧ください。

2 款 10 項 1 目市民生活応援費におきまして、小中学校給食費無償化等事業に伴い、無償化期間に給食費無償相当額の支援金を支給するため、109 万 1,000 円を計上しました。

以上、よろしくお願いいたします。

以上で令和 5 年度一般会計補正予算（第 9 号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（杉村義仁君）

ここで精読期間を設けますので、暫時休憩といたします。

午前 11 時 38 分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、議案第65号について質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、3点ほどお尋ねをしたいと思います。

最初に、議案書の11ページ、12ページのところの保育所等給食費軽減対策補助事業の副食代についてお尋ねをしたいと思います。

保育所等副食代については、現在4,000円を500円足して4,500円という形で支援をするという話でありましたが、これのいわゆる対象者、保育園児の数、それから各園どのぐらいあるのかについてお尋ねをしたいと思います。

それからあと、市外の通園時、市外の保育園、幼稚園に通園されている方についてもどのぐらいいるのか、そして市内市外ともに、これは基本的にそれぞれの通園者に支援がわたるといふ形になっていますけれども、支給方法についてもお尋ねをしたいと思います。

それから、2つ目として、同じく12ページの2款2項2目の児童措置費で保育所等給食費軽減対策費について、今回継続事業ということですが、1食100円についてそれぞれの保育園でどの程度、それぞれ対象の数はどのぐらいあるのか。

それから、もう一つは、1食100円ということだと食数をどういう形で決めているのか。補助をするためにそれぞれの保育園に、それをお尋ねしたいと思います。

それから、9ページ、10ページの2款10項1目の18節ですが、いわゆる水道料金の補助事業に関してですけれども、今回愛西市は4か月分ということですが、他市町についての状況についてお尋ねをしたいと思いますというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、保育園の関係で御答弁させていただきます。

まず、1つ目の各園の対象園児数の数ということで、市内園の対象数は佐屋中央保育園が76人、佐織保育園が29人、市江保育園が170人、美和多保育園が175人、西川端保育園が101人、草平保育園が60人、永和保育園が66人、勝幡さくら園が87人、丸島保育園が24人、白百合保育園が54人、立南保育園が73人、諏訪幼稚園が146人、とみよし幼稚園が46人、天王幼稚園が120人となっています。

続きまして、市外園の通園者の補助方法と人数ですが、市外の園を利用する保護者に対しては、保護者からの申請及び請求に基づき補助金を交付しています。また、市外対象数は88人となっております。

続きまして、保育所の給食費軽減の補助についてですが、数につきましては保育園6園分で14万3,856人食分、6か月分となりますので。認定こども園としては4園、4万9,580人食分で

ございます。

それから食数の確認方法につきましては、給食提供を確認するため提供人数の報告を求めるとともに、献立表などの提出を求めてまいります。以上でございます。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

私からは、上水道料金の免除・補助事業の近隣自治体の状況について御答弁させていただきます。

実施予定のある自治体についてですが、弥富市、蟹江町及び飛島村でそれぞれ12月から1月利用分の2か月分、稲沢市は地域により検針日の違いがありますもので、12月から1月もしくは1月から2月利用分の2か月分でございます。以上です。

**○5番（真野和久君）**

すみません。メモが取れなかったので、もう一度保育園の給食費の軽減対策について、ちょっとそれぞれ何食分だったかもう一遍教えてください。6園、4園それぞれ。

それから、先ほど給食の食数の決定についてはそれぞれ報告を受けるというのは、これはもう毎日何食という形の報告を受けるのかどうかについて、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、保育所の副食代については市外の方は申請でという話でしたけれども、市内の保育園、幼稚園に通われている方については、これは保護者世帯に直接ではなくて、それぞれ園のほうに補助が行くのかどうかについて、ちょっと確認をしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

軽減対策のほうの食数ですが、保育園6園分として14万3,856人食分です。認定こども園4園分で4万9,580人食分でございます。

それから、確認方法ですが、提供人数の報告については毎月でございます。毎月ごとに報告を求めております。

それから、市内の交付方法については、市内公立保育園については保護者から徴収する副食費を補助相当額分減額することで実質補助をしています。それから、市内民間保育園においては、園が保護者から徴収する副食費を補助相当額分減額し、その減額分を市が園へ補助金として交付しています。市内保育所等を利用している場合、保護者の手続は不要となります。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

**○4番（河合克平君）**

ちょっと前提として、仮の通告なので通告じゃないですよ。増やしたいんですけど、いいですよ。

**○議長（杉村義仁君）**

増やしたい。

**○4番（河合克平君）**

質問を増やしたいんですけど。

○議長（杉村義仁君）

できるだけ控えめにしてください。

通告どおりでお願いします。

○4番（河合克平君）

どうして。ちょっと暫時休憩してください。

○議長（杉村義仁君）

暫時休憩。

午前11時49分 休憩

午後0時06分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

河合議員、先ほどの続きをよろしく。

○4番（河合克平君）

では、質問させていただきます。

議案第65号：令和5年度愛西市一般会計補正予算について質問いたします。

歳入で、7ページ、8ページの15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金ということで出ております。この中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億2,800万円ということがありますが、これについてはどのような計算の方法で、またこれ以上あるのかこれまでなのか、そのことについても併せて教えてください。

ほかのは歳出と対応した部分がありますので、歳出と一緒に質問をいたします。

続いて、9ページ、10ページの2款総務費、10項物価高騰対応重点支援費の2目住民税非課税世帯支援事業費について確認をいたします。これについて、支給の方法やどのようなスケジュールになるのか、まず教えてください。

続いて、事前資料によると1,250万円ということで、事務費がそのような計算がされておりましたが、その事務費の内訳については、ここにあるとおりの部分かと思いますが、質問してありますので教えてください。

あと今回、非課税世帯に準ずるとして今までは相談するともらえますよみたいなこともあったかと思うんですが、そういったことはあるのかどうか教えてください。また、給付金については非課税であるということや生活保護世帯の収入認定をしないということについては、今回法改正がされたということを知っておりますので、その法改正の内容について確認をさせてください。

続いて、9ページ、10ページの2款10項1目の負担金、補助及び交付金の給食費等支援の109万1,000円と、さっきすみません、歳入で言い忘れましたが、8ページの負担金、13款2項3目の学校給食費負担金について質問させていただきますが、学校給食負担金、学校給

食無償化事業5,402万4,000円についてですが、小学生、中学生の対象の人数をお伺いします。また、給付の方法、保護者に渡すのか学校に支払うのか、給付の方法について確認をさせていただきます。

続いて、先ほどのページに戻ってもらって、9ページ、10ページの給食費等支援について確認をさせていただきますが、給付のこの支援についてはどのような方法で給付をされるのか教えてください。また、小学校、中学校についての対象の人数についても併せて分かっている分です。いいですけど、109万1,000円について教えてください。

また、給食費等支援事業については、津島市でやらないということでちょっと問題になったことがあったりしたものですから、給食費のこの支援金事業については周辺自治体はどういう状況なのか確認をさせていただきます。

以上、歳入と歳出について質問させていただきましたのでよろしく申し上げます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

交付金の算定方法と追加があるか否かについて御答弁させていただきます。

推奨事業メニュー分として示された交付限度額を国において人口や事業所の数、物価上昇率等を基礎として算定をされております。追加交付はございません。以上です。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、住民税非課税世帯支援事業について順次お答えします。

まず、給付の方法は、今年度3万円の給付を受けた方には、登録した口座への振込日を記載したお知らせを送付します。転入者等で給付金を当市から受けていない方は申請書の提出が必要になります。スケジュールは、1月下旬から2月上旬に書類の発送ができるよう進めます。

続きまして、事務費の1,250万円の内訳ですが、会計年度任用職員等の人件費が142万5,000円、印刷製本費等の需用費で88万3,000円、郵便料・振込手数料等の役務費が159万9,000円、システム改修と給付金対応業務の委託料で799万1,000円、複写機等の使用料及び賃借料で60万2,000円となります。

次に、非課税世帯に準ずる世帯への対応ですけれども、こちらについては国の基準どおり住民税非課税世帯のみとしています。

続きまして、給付金についての非課税の扱い等の法改正の内容との御質問です。

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律が11月29日に公布され、差押えの禁止や、給付金には租税その他の公課は課すことができないとされています。私からは以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、小中学校給食費無償化事業について御答弁をさせていただきます。

小学生、中学生の対象人数についてでございますが、小学生2,709人、中学生1,551人です。

給付の方法についてでございます。給食費保護者負担金を徴収しません。

続きまして、給食費等支援金事業について御答弁をさせていただきます。

支給の方法についてでございますが、申請により支援金を支給させていただきます。

続きまして、小学生、中学生の対象の人数についてでございますが、小学生35人、中学生45

人でございます。

続きまして、周辺自治体の状況についてでございますが、給食費無償化に伴う給食費の支援を実施している自治体は近隣にはありません。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、再質問をいたします。

先ほど歳入についてはこれ以上ありませんよと、上限ですよというお話もありましたので、上限だということで理解をいたしました。

あと、歳出についてですが、住民税非課税世帯の物価高騰対応重点支援給付金支給事業ですが、今3万円を受けた方についてお知らせを送るということでお話がありましたが、前回の3万円の支給の人と今回の対象と、それは一緒だということで3万円の人に送るということではないのでしょうか。たしか本人は非課税だけど世帯課税の人も3万円前回いただけたようですが、今回も同じ内容でいいのでしょうか、その確認です。

あと前回からずっとそうですけど、激変緩和というのか家計急変というのか、家計急変について今回はないのかなあと。例えば離婚されて去年は課税の世帯だけれども、今年は離婚されたので非課税の世帯になってしまったですとか、旦那さんとの関係でどうしても別に住まないといけない人たちについてはどうかとか、そういった離婚、女性のDV等でそういった別居のこともあると思いますけど、そういう家計急変について対応はしないのか、それについてどうなるのか教えてください。ですから、支給の3万円を受けた人についてお知らせを送るということですけども、全てなのか。

スケジュールについては、1月から2月の下旬に送るということは、3月までに給付がされるという前提で考えていいのか、そのことについて教えてください。

あと、小中学校給食費無償化事業の5,402万4,000円についてですが、対象の人数等は分かりました。給付の方法は保護者負担金を徴収しないということなんで、保護者の方が負担が減るということは目に見えて分かるということで、これはすごくいいことだと思いますので、それはしていただくのと同時に、今、小中学校の給食費無償化ということでいうと、周辺自治体でもかなり様々な取組がされていると思いますので、周辺自治体でどのような取組がされているのかについて伺いをします。新たに今回やるよということがもし分かるのであれば、それも付け加えてもらえるんだしたらお願いします。

あと、給食費等支援金事業については、周辺自治体ではありませんということだったので、すごい愛西市はいい制度なんだなあと、すごいなあと、先進的だなあとということで感動したところではありますが、その周辺自治体について、給食費の支援については愛西市はしていると。ただ、給食費の無償化についてはどうなのか、そのことについて確認をさせてください。

以上、お願いします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まず私からは、住民税非課税世帯の関係ですが、まず3万円との関係ですが、3万円今年度実施した給付については、扶養状況に関係なく世帯が非課税であれば対象でしたが、今回は課

税者の扶養親族等のみの世帯については対象になりません。ですので、市で確認が可能な市内の方の扶養になっている方については送付を行わない予定をしております。

続きまして、家計急変等の対応についてなんですが、こちらは低所得世帯支援枠の対象外になること、それから別の今回でも補正しております物価高騰対策支援事業を多く補正計上しておりますので、総合的に勘案して低所得世帯支援枠の基準どおりといたしました。

次に、3月までで支給を終えるのかとの御質問です。こちらにつきましては、3月までに支給を終える方向で予定しております。以上です。

**○教育部長（佐藤博之君）**

私からは、給食費の無償補助事業の近隣市における状況について御答弁をさせていただきます。

津島市におきましては、令和5年7月から令和6年3月までの期間、給食費を無償化されてみえます。あま市におきましては、令和5年9月から令和6年1月までの間、給食費を無償化されてみえます。弥富市におきましては、令和5年9月から令和6年3月までの間、給食費1食当たり20円を補助されてみえます。稲沢市におかれましては、令和5年9月から令和6年3月までの間、給食費を半減補助されてみえます。

なお、あま市におきましては、このたびの臨時交付金を受けて、給食費の無償化を令和6年1月から令和6年3月まで延長されると伺っております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第34・議案第66号（提案説明・質疑）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第34・議案第66号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

それでは、議案第66号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

第1条、令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入におきまして、第1款水道事業収益の第1項営業収益から第2項営業外収益へ補正予定額2,943万7,000円を組み替えるものでございます。本日提出、市長名でございます。

補正の内容といたしましては、令和5年12月利用分から令和6年1月利用分までの上水道基

本料金の2か月分を一般会計からの上水道料金免除・補助事業補助金の増額補正を行い、同額の水道使用料の減額補正を行いました。令和6年2月利用分から3月利用分までの2か月分は、令和6年度当初予算に計上する予定でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、議案第66号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○4番（河合克平君）

今、最後に半分は6年に上げますということだったんですけど、以前からちょっと指摘はしているんですけど、当年度内に普通は終わるのが企業会計としてあるべき姿だと思うんですけど、これが翌年に2か月分、2、3と繰り越されてしまうことについて改善はしないのか。本当にそういうことでしかできないのか。収入と支出の対応が、バランスが崩れてしまうのでちゃんとすべきかと思うんですけども、そういうことについては検討されているのか教えてください。

○上下水道部長（山田英穂君）

毎年2月、3月分の利用分に関しては、調定の関係上、新年度の営業収益という形で予算を組みますもので、今のところこの内容で進めたいと考えております。以上です。

○4番（河合克平君）

今までそのように進めてきたのでそうなのは分かるんですけども、新年度に収入を2か月外して支出は当年度に終わるんですよ。だから、そういった点では収益と支出のバランスが狂ってしまうので、正確な事業運営ができなくなる可能性があるんじゃないのということは指摘をしていたんですけども、そういったことについては今後どうしていくのか、検討される予定はありますか。分かりますか、その支出と収入が違うということですよ、期が。それは問題じゃないですかということを行っているんですけど、お願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

内容は理解しておりますが、調定の関係上、この内容で進めたいと考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・委員会付託の省略について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第35・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第65号及び議案第66号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第65号及び議案第66号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第65号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第36・議案第65号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第9号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○4番（河合克平君）

では、今回の議案第65号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第9号）について、討論をさせていただきます。賛成の立場で討論いたします。

私たち日本共産党議員団は、12月4日に市長に対して水道料金の値下げ、また給食費の無償化等に係ること、国民健康保険税の負担軽減など7つにわたって要望をしたところであります。その内容が即座に実行されるということであると、非常に市の行政運営の中で評価ができることだなあということを感じているところであります。

欲を言えば、もう少し長期に続けてもらおうとか、そういったことも欲を言えばあります。また、消費税の問題で5%に値下げするように国に求めてくれという内容なども併せて要望しておるところではありますけれども、今回水道代が11月から3月まで4か月間、市民の方がそれだけ負担が減るということであるですか、給食費が1月から3月、実際お母さんたちに話をしたらすごい喜んでくれたんですけれども、そういった市民の方の負担軽減が即座に行われるということについては非常に評価ができることでありますし、そういった状況を国からの交付金があるからやるというのではなくて、市が独自に行っていけるようにしてほしいなあということ求めて、賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第66号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第37・議案第66号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・意見書案第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第38・意見書案第3号：国の私学助成の拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務文教委員長（石崎誠子君）

意見書案第3号、愛西市議会議長・杉村義仁殿、総務文教委員会委員長・石崎誠子。

国の私学助成の拡充に関する意見書について。

国の私学助成の拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものです。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）につきましては、国の責務と私学の重要性に鑑み、

父母負担の公私格差を是正するために就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に強く要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年12月21日、愛西市議会。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、意見書案第3号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第3号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第3号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

河合議員。

○4番（河合克平君）

国の私学助成の拡充に関する意見書について、賛成の立場で討論いたします。

この意見書にもあるように、年収590万円が720万円までと授業料については減免が、免除されるという枠が広がっていますが、公立高校は910万円未満ということで、引き続き私学等公立高校との負担の格差が広がっています。愛西市では、全ての私学に通学する生徒に年間1万円の補助を出しているということも分かったところでもありますが、引き続き国にも求めると同時に、愛西市でもしっかりと私学助成についての取組をさらに広げていただくことを要望して賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・意見書案第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第39・意見書案第4号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務文教委員長（石崎誠子君）

意見書案第4号、愛西市議会議長・杉村義仁殿、総務文教委員会委員長・石崎誠子。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものです。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）につきましては、教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを県に要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年12月21日、愛西市議会。

提出先は、愛知県知事宛てでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、意見書案第4号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、意見書案第4号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第4号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合議員。

○4番（河合克平君）

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書（案）について、賛成の立場で討論いたします。

この意見書にもあるとおり、愛知県は国の制度を待たず、先進的に行ってきた部分もあるところではありますが、引き続き国の制度を待つことなく、県の愛知県に住んでいる高校生の子供たちが自由に学習、また学習先、学校が選べる、そういう状況をしっかりとつくっていただくことを求めまして賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第40・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第41・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第41・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（杉村義仁君）**

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

**○市長（日永貴章君）**

令和5年12月愛西市議会定例会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今議会に提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議いただき、また御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

本日御議決いただきました補正予算のうち、特に物価高騰に伴う経済対策事業につきましては、効果を年度内に完結させるため本日最終日での提案となりましたが、早期に御審議、御議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。これらの事業につきましては、速やかに準備を行い、着実に進めてまいりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

また、一般質問、議案質疑などを通じ、いただきました御意見、御提案につきましては、内容を慎重に検討し、今後の市政運営につなげていきたいと考えております。

今年も残すところあと僅かとなりましたが、市の交通事故の発生件数、死亡者数とも11月末現在で昨年を上回っている状況であります。特に12月につきましては、交通事故が多発する傾向にあります。悲惨な交通事故を一件でも減らせるよう、議員各位におかれましても交通ルールの遵守と安全行動に心がけていただき、また多くの市民の皆様にお声かけをいただきますようお願いをしたいと思います。

令和5年も年末を迎え、寒さも一段と厳しさを増してまいります。また、今年はインフルエンザも全国的に厳しい感染状況となっており、発生予防と蔓延防止には基本的な感染対策が重要となっております。議員各位におかれましては、感染拡大防止に注意を払いながら健康に十分御留意をいただき、よき新年をお迎えになられることを御祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

これにて令和5年12月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時42分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

杉村義仁

会議録署名議員  
第1番議員

馬淵紀明

会議録署名議員  
第2番議員

佐藤旭浩